附則第十条の二の二第七項の表電気供給業の項中

1　汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナーによるものに限る。）の用途 2　ガスタービン発電装置の動力源の用途	及び重油加熱バーナー

を

汽力発電装置の助燃（軽油専焼バーナー及び重油加熱バーナーによるものに限る。）の用途

に改め、同表地熱資源開発事業の項を削り、同条第八項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則第十一条第二項第一号ホ(4)(i)中「（平成元年法律第八十三号）」を削り、同条第十項中「及びコンテナ用の貨車」を削り、同条第十九項中「（平成十四年法律第二十二号）」を削り、同条第三十一項中「その他の」の下に「同条第二十九項に規定する」を加え、「（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第六十二条第一項第一号に規定する協定避難用部分をいう。）」を「又は同項に規定する指定避難施設避難用部分」に改め、同条に次の四項を加える。

44　法附則第十五条第四十六項に規定する特定電気通信設備で政令で定めるものは、次の各号に掲げる同項に規定する電気通信事業者（以下この項において「電気通信事業者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備をいい、専ら電磁的記録（法第二十二条の四第一項に規定する電磁的記録をいう。以下この項において同じ。）として記録された情報について複製（電磁的記録によるものに限る。）を作成し、及び保管し、並びに災害その他の事情により当該情報の利用に支障が生じた場合において当該複製を提供するためのものとして総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）とする。

一　法附則第十五条第四十六項に規定する総務省令で定める地域（以下この項において「設置促進地域」という。）内に設置された施設及び設置促進地域以外の地域内に設置された施設を利用して同条第四十六項に規定する地域特定電気通信設備供用事業（以下この項において「地域特定電気通信設備供用事業」という。）を行う電気通信事業者　当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備で、その取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該地域特定電気通信設備供用事業の用に供する減価償却資産（法人税法施行令第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）の取得価額の合計額に占める割合が百分の二十以上のもの（当該特定電気通信設備の取得価額の合計額が五億円未満のものを除く。）

二　前号に掲げる電気通信事業者以外の電気通信事業者　当該電気通信事業者が設置促進地域内において新設し、又は増設した当該電気通信事業者の地域特定電気通信設備供用事業の用に供する特定電気通信設備

45　法附則第十五条第四十七項に規定する先端設備等に該当する機械装置等で政令で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　機械及び装置　一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。次号及び第三号において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。次号から第四号までにおいて同じ。）が百六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

二　工具　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

三　器具及び備品　一台又は一基の取得価額が三十万円以上のもので総務省令で定めるもの

四　建物附属設備　一の建物附属設備の取得価額が六十万円以上のもので総務省令で定めるもの

46　法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が同項に規定する機械装置等（以下この項において「機械装置等」という。）について同条第四十七項の規定の適用を受けようとする場合には、総務省令で定める書類を市町村長（当該機械装置等が法第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、当該機械装置等の価格等（同条第一項に規定する価格等をいう。）を決定する総務大臣又は道府県知事）に提出しなければならない。

47　法附則第十五条第四十八項に規定する土地及び償却資産で政令で定めるものは、都市再生特別措置法第四十六条第十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものの用に供する土地及び償却資産のうち、法附則第十五条第四十八項に規定する都市再生推進法人が有料で借り受けたもの以外のものとする。

附則第十二条第一項中「意義は、」の下に「それぞれ」を加え、同項第三号中「第二十一項」を「第十二項」に改め、同項第十一号及び第十二号を削り、同項第十三号中「第二十一項から第二十三項まで」を「第十二項から第十四項まで」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同条第七項から第十五項までを削り、同条第十六項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十七項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に、「第二十項」を「第十項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十八項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十九項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二十項中「附則第十五条の八第三項」を「附則第十五条の八第一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第二十一項中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同項第二号ロ中「第二十三項」を「第十四項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十二項中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第二十三項中「附則第十五条の八第四項」を「附則第十五条の八第二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十四項中「第十六項から第二十項まで」を「第七項から第十一項まで」に、「附則第十五条の八第五項」を「附則第十五条の八第三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条中第二十五項を第十六項とし、第二十六項から第二十八項までを九項ずつ繰り上げ、同条第二十九項第一号中「以上」の下に「二百八十平方メートル以下」を加え、同項を同条第二十項とし、同条第三十項を同条第二十一項とし、同条第三十一項を同条第二十二項とし、同条第三十二項第一号中「第五十三項」を「第四十四項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第三十三項を同条第二十四項とし、同条第三十四項第一号中「以上」の下に「二百八十平方メートル以下」を加え、同項を同条第二十五項とし、同条第三十五項を同条第二十六項とし、同条第三十六項を同条第二十七項とし、同条第三十七項中「第二十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条中第三十八項を第二十九項とし、第三十九項を第三十項とし、第四十項を第三十一項とし、同条第四十一項中「第三十四項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第四十二項を第三十三項とし、第四十三項から第四十七項までを九項ずつ繰り上げ、同条第四十八項中「第二十九項各号」を「第二十項各号」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第四十九項を同条第四十項とし、同条第五十項を同条第四十一項とし、同条第五十一項中「第三十四項各号」を「第二十五項各号」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条中第五十二項を第四十三項とし、第五十三項から第五十五項までを九項ずつ繰り上げ、同条第五十六項中「ときの」を「場合における」に改め、同項を同条第四十七項とする。

附則第十二条の二の見出し中「附則第十五条の十一」を「附則第十五条の十二」に改め、同条中「附則第十五条の十一」を「附則第十五条の十二」に、「から第十五条の十まで」を「から第十五条の十一まで」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法附則第十五条の十二の規定の適用を受ける家屋に係る第五十六条の八十四の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「都市計画税額」とあるのは「都市計画税額（当該特例適用家屋が法附則第十五条の十一の規定の適用を受ける場合には、同条の規定の適用後の額）」と、同項